

意見書案第 11 号
令和7年12月19日

長岡京市議会議長

上 村 真 造 様

発議者 住 田 初 恵
富 田 達 也
小 原 明 大
武 山 彩 子
中 村 歩

意見書の提出について

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する全額補償を求める意見書
(案)

を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する全額補償
を求める意見書 (案)

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均6.5%、最大10%引き下げられた(以下、「本件引下げ」という)。

本件引下げについて、29都道府県で、1,027人の原告が取消を求めて提訴したところ、令和7年6月27日、最高裁判所が、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法であるとして、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

この最高裁判決を受け、国には、速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた生活保護利用者への適切な対応を進めることが求められた。

しかし政府が11月に決定した方針では、生活保護利用者に引下げた全額を補償するのではなく、別の新たな減額基準で再計算し、補償を一部にとどめる一方、原告にだけ特別給付金を上乗せすることとしている。これは最高裁判決の効力を無くさせるものであり、司法軽視と言わざるを得ず、厚労省の専門委員会でも委員から「紛争の蒸し返し」との指摘がされている。また、原告だけに上乗せすることは生活保護法の「無差別平等の原理」からも問題である。原告側からも「断固として闘い続ける」と表明されている。

数百万人の生活保護利用者への補償は、当事者の権利回復であるとともに、地域経済にも大きな影響を及ぼすものであり、最高裁判決を踏まえた全額補償が強く求められる。

また、生活扶助基準は、就学援助などの多くの諸制度とも連動しており、本件引下げに伴いこれらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられることから、その実態を把握し、必要な対応を図ることが重要である。

さらに、補償への対応については、対象者の特定や被害額の再算定、通知の作成・発送や支払事務等々、自治体において膨大で困難な作業が想定される。生活保護制度の根幹に関わるという判決の趣旨を踏まえ、自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきである。

よって国におかれては、最高裁判決の趣旨を踏まえ、以下の事項について早急に実施するよう要望する。

記

1. 最高裁判決を踏まえ、生活保護利用者に引下げた全額の補償を行うこと。

2. 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。
3. 自治体に過重な負担を強いることがないように、人的・技術的・財政的措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
総務大臣
財務大臣